

今治第一病院 医療関連感染対策指針

1. 医療関連感染対策に関する基本的な考え方

今治第一病院は、医療関連感染発症予防、医療関連感染蔓延防止、抗菌薬適正使用に努めることは医療提供施設にとって重要であると考えます。医療関連感染防止対策を全職員が把握し、病院の理念に則った医療が提供できるよう本指針を作成する。

2. 医療関連感染のための委員会などの組織

感染対策委員会を設置し、毎月1回定期的に会議を開催し医療関連感染対策の推進を行っている。院内感染が発生した場合には、臨時に委員会を開催し感染対策チームが中心となり対策を実施する。委員会は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を全職員へ周知する。

3. 医療関連感染防止対策のための職員研修の実施

職員への医療関連感染対策の周知、意識向上を図るため、感染対策研修会を年2回開催する。また必要に応じて研修会を開催する。

4. 感染症発生状況の報告

医療関連感染発症予防、医療関連感染蔓延防止を図るために、院内の感染症の発生状況を、毎月「院内感染情報レポート」を配布し、職員に通知する。また、耐性菌が発生した場合は院内回覧に掲示し通知する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の届け出義務にあたる感染症患者が発生した場合は、行政機関に報告する。

5. 患者等に関する情報提供と指針の閲覧

本指針は、患者さま、ご家族に感染対策への理解と協力を得るためどなたでも閲覧できるようにする。

6. その他医療関連感染対策の推進

医療関連感染対策、抗菌薬適正使用のため、「院内感染マニュアル」を整備する。またマニュアルは定期的に見直す。

平成19年7月作成
令和5年6月修正